

企業立地促進対策事業〈賃上げ環境整備に向けた設備投資支援〉

Q & A

令和8年3月17日

- Q 1. この助成金の対象者はどのような事業者ですか。..... 2
- Q 2. この助成金の対象事業は何ですか。 2
- Q 3. 生産性向上等に資する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%））とは何ですか。 2
- Q 4. 創エネ関連設備（助成率 50%）とは何ですか。また創エネ関連設備に付随する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%））とは何ですか。 3
- Q 5. 投資額の下限はありますか。 3
- Q 6. 助成限度額はありますか。 3
- Q 7. 複数事業者で共同申請する場合、助成額はどうなりますか。 3
- Q 8. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。 3
- Q 9. 専用ソフトウェア、情報システムは助成金の対象となりますか。 4
- Q10. 発電した電力を事業場の電力として使用（自家消費）しますが、余剰電力を売電したい場合、助成金の申請はできませんか。 4
- Q11. 賃上げをすることが交付申請の条件ですか。 4
- Q12. 過去の補正事業の助成金を活用した事業者が再度助成を受けることはできますか。 4
- Q13. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは。 5
- Q14. 交付申請はいつ行う必要がありますか。 5
- Q15. 事業着手とは何を指しますか。 5
- Q16. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。 5
- Q17. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続きが必要ですか。 6
- Q18. 投資期間（事業期間）はいつからいつまでですか。 6
- Q19. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。 6
- Q20. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。 6
- Q21. 助成金により購入した設備等を売却（または廃止）することはできますか。 6
- Q22. 他の助成制度と併用できますか。 6

Q 1. この助成金の対象者はどのような事業者ですか。

A. 広島県内に申請対象の設備投資を行う事業場を有している事業者で、地域未来投資促進法（平成 19 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号、第 6 号から第 8 号に規定する中小企業者の要件を満たす事業者（個人を除く。）、及び産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する中堅企業者の要件を満たす事業者（個人を除く。）を指します。

したがって、大企業は対象外となります。ただし、みなし大企業は対象としています。

Q 2. この助成金の対象事業は何ですか。

A. 助成の対象となるのは、生産性向上等に資する設備又は創エネ関連設備への投資費用です。次の①～⑤の条件を満たす必要があります。

- ① 広島県内の事業場（工場等）に関する設備投資であること。
- ② 次表に指定した業種や事業所の所在地を管轄区域とする市町の産業振興を目的とした企業立地促進のための補助金等であって、設備投資に係るものの交付対象とされている事業に対して、県内で新しい事業場を設置する場合又は既存の事業場に、生産性向上等に資する設備又は創エネ関連設備を導入すること。

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業

分類番号	業 種 名
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
3719	その他の固定電気通信業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業

分類番号	業 種 名
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

その他知事が特に認める業種

- ③ 投資額（既存の建物の取得に要する費用を除く。）の 2 分の 1 以上が、次表に掲げる業種に属する事業等の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- ④ 国の補助金等、国の交付金を財源とする自治体の補助金等を活用する設備投資でないこと。
- ⑤ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

Q 3. 生産性向上等に資する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%））とは何ですか。

A. 生産性向上等に資する設備とは、A I、I o T、ロボット化、又は省エネ等により生産性向上（生産コストの縮減を含む）につながる建物・設備・ソフトウェアのことを指します。そのため、単に同じ性能の設備の更新等で生産性の向上につながらない場合は助成の対象になりません。

Q 4. 創エネ関連設備（助成率 50%）とは何ですか。

また創エネ関連設備に付随する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%））とは何ですか。

A. 創エネ関連設備とは、太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備^{※1}や、再生可能エネルギーを使用して発電した電気を蓄電する蓄電池のことを指し、これらの設備の設置にかかる費用も含まれます。ただし、売電目的の設備は対象外ですのでご注意ください。

また、創エネ関連設備に付随する設備とは、発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備^{※2}を指し、これらの設備の設置に係る費用も含まれます。

対象設備について、不明な場合は県（県内投資促進課）にお問い合わせください。

- ※1 創エネ関連設備：太陽光パネル、風力タービン、水車、発電機、変換装置、制御装置、配電盤、配線・ケーブルなど
- ※2 創エネ関連設備に附属する設備：点検装置（はしご、昇降タラップ、ロープ等）、設置する建物の補強・改修費、遮熱工事費

Q 5. 投資額の下限はありますか。

A. 助成対象となる投資額が 1,000 万円（税抜）以上である必要があります。

Q 6. 助成限度額はありますか。

A. 助成限度額は 2 億円です。

Q 7. 複数事業者で共同申請する場合、助成額はどうなりますか。

A. 親会社と子会社の関係にある事業者が共同して事業実施をする場合に限り、共同申請を認めています。共同申請の場合、一つの事業者と見なして助成対象者としますので、助成額も一体的に見ます。

Q 8. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。

A. 原則として、助成の対象は固定資産台帳に登録するものに限ります。

また、例えば次のようなものは助成対象となりません。

《助成対象外》

- ・ 交付決定前に事業着手したもの
- ・ 工期終了後に契約、発注したもの
- ・ 県外の事業所や工場等に設置した設備
- ・ 国の設備投資に関する補助金等を活用する設備
- ・ 土地・建物の取得・賃借に係る経費
- ・ 既存設備の解体、撤去費、移転・移設費
- ・ 発電した電力を他社に販売する設備
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分
（資本関係のあるグループ会社等から調達する設備は原価のみ助成対象とし、原価がわかる根拠資料（発注書、見積書等）を添付してください。）
- ・ 中古の設備・機器
- ・ リース設備

- ・従量課金制や定量課金制の使用料
- ・月額利用料や保守サービス料等の継続的な運用費
- ・地鎮祭費
- ・消耗品
- ・公的機関への各種申請費用、公租公課（消費税及び地方消費税）
- ・事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）

Q 9. 専用ソフトウェア、情報システムは助成金の対象となりますか。

A. 専ら本事業のために使用される専用ソフトウェア、情報システムの購入・構築に要する経費は助成の対象となります。ただし、固定資産台帳に登録するものに限りです。

例えば、生産設備の稼働に供する専用ソフトウェアや、各生産設備を連携して一元的に管理するための情報システムが該当します。

Q10. 発電した電力を事業場の電力として使用（自家消費）しますが、余剰電力を売電したい場合、助成金の申請はできませんか。

A. 発電した電気を他社に販売するための設備は助成対象外です。

ただし、設置する設備が売電目的ではない根拠があれば、発電量に対する自家消費量の割合に応じて助成対象とする場合もあります。

※ 事業場での自家消費を主とし、余剰電力に限って売電を行う場合は、交付申請時に年間の余剰電力量（売電量）をシミュレーションして申請してください。また、実績報告の際に原則として3か月分の売電実績を報告していただく必要があります。したがって、事業期間内に発電設備を稼働させ、売電期間が3か月以上確保できることが必要ですのでご注意ください。

Q11. 賃上げをすることが交付申請の条件ですか。

A. 今回の助成事業の目的は、設備投資による業務の省力化やコストの縮減によって生産性向上や収益力の強化を図り、その結果として賃上げのための原資確保などの環境整備を行うことであり、賃上げの実行を直接の目的とはしていませんので、申請時点で賃上げの計画がない場合も交付申請は可能です。

ただし、基準*以上の賃上げを行う事業者は審査を行う際に加点の対象となります。

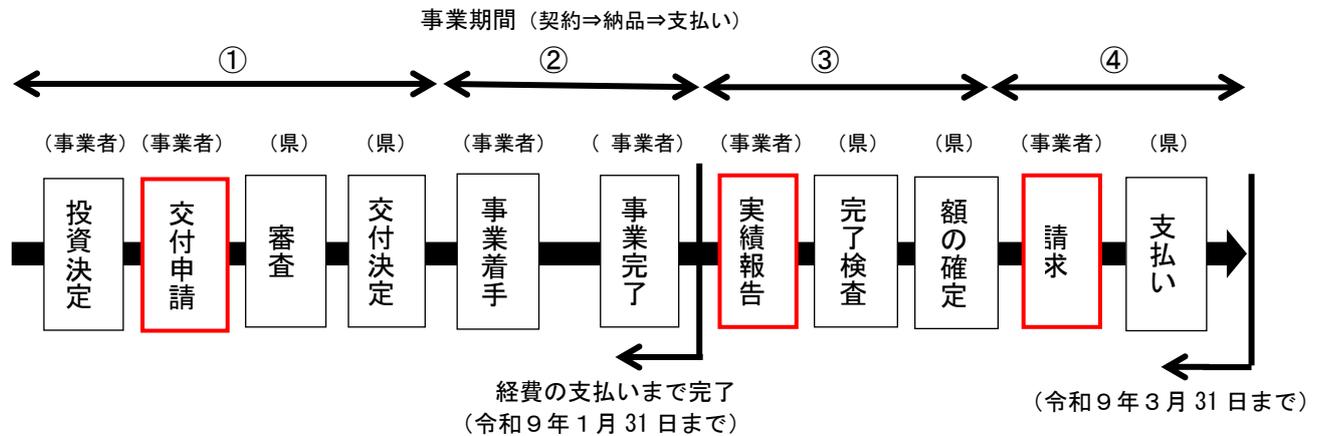
※ 年間給与支給総額の伸び率が年 1.5%以上増加。（やむを得ない理由がある場合（整理解雇を除いて従業員数が減少する場合等）、従業員一人当たりの年間給与総額の伸び率が年 1.5%以上増加。）

Q12. 過去の補正事業の助成金を活用した事業者が再度助成を受けることはできますか。

A. 過去の補正事業（令和7年9月補正事業の企業立地促進対策事業＜米国関税等緊急対策支援＞等）の助成金の交付対象となった同敷地における設備投資も今回の助成対象とします。

Q13. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは。

A. 事業者から県への書類の提出は、事業着手前の「交付申請」、事業完了後の「実績報告」、「請求」の3度行う必要があります。



- ① 設備投資が決定しましたら、「交付申請書」を提出してください。提出後、県が審査を行い、交付決定を通知します。
※ 原則として公募締切日から15開庁日以内に審査を、審査日から7開庁日以内に交付決定を行います。ただし、審査に時間を要する場合、交付申請から1か月前後かかる場合もあります。
- ② 交付決定後、契約・発注など事業に着手し、設備導入、経費の支払いまでを令和9年1月31日までに完了させてください。
- ③ 事業完了後、速やかに「実績報告書」を提出してください。提出後、県が完了検査を行い、額の確定を通知します。
- ④ 額の確定後、「請求書」を提出してください。提出後、県から助成金をお支払いします（請求書受領から支払いまで1か月程度必要です）。

Q14. 交付申請はいつ行う必要がありますか。

A. 交付申請は県が設定する受付（公募）期間内に行ってください。

受付後、県が設置する審査会において審査・評価採点を行い、その結果を踏まえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。（審査基準は県のホームページで公表しています。）

また、事業着手までに交付決定の通知を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、着手していた事業については、助成金の対象外となります。

Q15. 事業着手とは何を指しますか。

A. 事業着手の日の考え方は、当該設備に係る契約・発注の日とします。助成対象となるものは、県の交付決定日以降に事業着手した設備です。

Q16. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。

A. 原則として公募締切日から15開庁日以内に審査を、審査日から7開庁日以内に交付決定を行います。

ただし、書類の不備があった場合、審査等に時間を要する可能性もあるため交付申請から1か月前後かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行っていただきますようお願いします。

Q17. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続が必要ですか。

- A. 交付決定後、次に該当する場合は、事業計画の変更承認申請が必要です。
- ・投資期間及び業務開始予定日が遅れる場合
 - ・交付申請時に導入予定であった設備と全く異なる設備を導入する場合
(数量の変更、設備等能力の大小など軽微な変更は除きます。)
 - ・交付申請時の投資予定額から 20%以上の減少が見込まれる場合
なお、交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q18. 投資期間（事業期間）はいつからいつまでですか。

- A. 投資期間（事業期間）とは、事業着手から事業完了までを意味し、事業着手とはQ15のとおりです。
また、事業完了とは、対象設備投資に係る支払完了までを指します。

Q19. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

- A. 事業完了後、速やかに（20 日以内程度）実績報告を行ってください。

Q20. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。

- A. 原則として、請求書及び支払い完了を証明する書類（振込明細書・領収書の写し等）を添付してください。

Q21. 助成金により購入した設備等を売却（または廃止）することはできますか。

- A. 助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、助成対象となった財産（取得価格や効用の増加額が単価 50 万円以上のもの）を処分^{*}する場合は、事前に知事の承認を受けてください。
この場合、償却期間が満了していない財産については、残存簿価（圧縮記帳している場合には、圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価）に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。
また、助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、事業を休止・廃止する場合にも、事前に知事の承認を受ける必要があります。
※処分：目的外使用、譲渡、交換、貸付け、廃止又は担保権等の設定

Q22. 他の助成制度と併用できますか。

- A. 国の設備投資に関する補助金等（国の交付金を財源とした自治体の補助金等を含む。）を活用する設備等は対象外としています。
その他自治体の補助制度と重複する場合、この助成金については、補助金額の合計額が投資額を下回る限りは減額を行わず、協調的に助成しています。ただし、補助事業によっては、他の助成制度との併用を認めないものもありますので、個別に当該自治体の担当部署に確認してください。